

事務連絡  
平成 21 年 10 月 7 日

都道府県  
各 指定都市 障害福祉関係主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

「平成 21 年 10 月からの介護給付費等に係る支給決定事務等  
について（事務処理要領）」の送付について

平素、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
標記につきまして、別添の通り送付致しますので、御査収のほどよろしくお  
願い致します。

主な改正内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市（区）町村  
に対して周知徹底を図るとともに、その円滑な施行に特段の御配慮をお願いし  
ます。

## 1 改正の趣旨

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び  
運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）の改正等に伴い、所  
要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

（1）身体障害者を共同生活介護等の利用の対象とすることに伴い、所要の規  
定を整備すること。（第 2 の 5 の（9）のイ関係）

(2) 上限額管理事務について、事務の簡素化を図ること。(第5のIの4の(3)及びII、第6のIIIの4の(2)のオの(エ)及び(オ)並びにVIIIの2の(9)のイの(ク)関係)

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課 企画法令係  
電話：03-5253-1111 (内線 3092・3148)